

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

| 名称 | 北上南地区地区計画 | | |
|--|--|--|--|
| 地区の区分 | A地区 | B地区 | C地区 |
| 建築物の用途の制限 | <p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項第1号, 第3号, 第6号及び第8号並びに(ハ)項第4号に掲げるもの</p> <p>(2) 住宅で事務所, 店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 令第130条の5の3に規定する店舗, 飲食店等でその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(4) 幼稚園</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5に規定するものを除く。)</p> | <p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>(2) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>(3) ガソリンスタンド</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの</p> | <p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項第1号, 第3号, 第6号及び第8号並びに(ハ)項第4号及び第6号に掲げるもの</p> <p>(2) 住宅で事務所, 店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの</p> <p>(4) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>(5) 幼稚園</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5に規定するものを除く。)</p> |
| 建築物の敷地面積の最低限度 | <p>135㎡</p> <p>ただし, 連続したすべての土地を135㎡以上ごとに分割して生じた残りの土地については, この限りでない。</p> | <p>——</p> | <p>——</p> |
| 壁面の位置の制限 | <p>隣地境界線及び新潟都市計画北上南地区地区計画の計画図に表示する歩行者通路の境界線からは1.0m, 道路境界線からは1.5m。</p> <p>ただし, 次に掲げるもので軒の高さが3.0m以下のものは, この限りでない。</p> <p>(1) 独立した自動車車庫, 物置その他これらに類するもので隣地境界線からは0.5m以上かつ道路境界線からは1.5m以上離れているもの</p> <p>(2) 独立した自動車車庫で外壁を有しないもの</p> | | |
| 建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き, 地盤面からの高さによる) | <p>13mを超えてはならない。</p> | <p>——</p> | <p>13mを超えてはならない。</p> |

| 地区の区分 | A地区 | B地区 | C地区 |
|--------------------------------------|---|-----|-----|
| 垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限（高さは道路面からの高さによる） | 垣又は柵の構造は、道路に面するものにあつては生垣とし、隣地境界線に面するものにあつては高さ 1.2m 以下のフェンス等で透視が可能な形状のものとする。 ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。（*1） | | |
| 盛土の高さの制限（高さは前面道路からの高さによる） | 0.5m以下。 ただし、築山その他これに類するものは、この限りでない。 | | |

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話：025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。